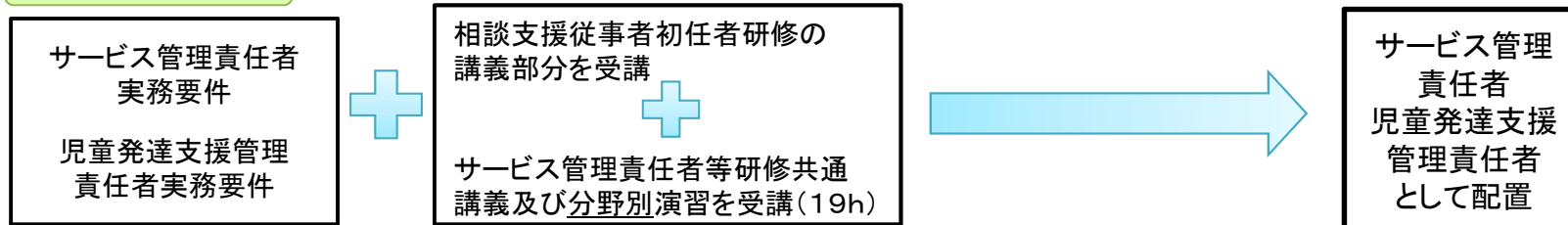


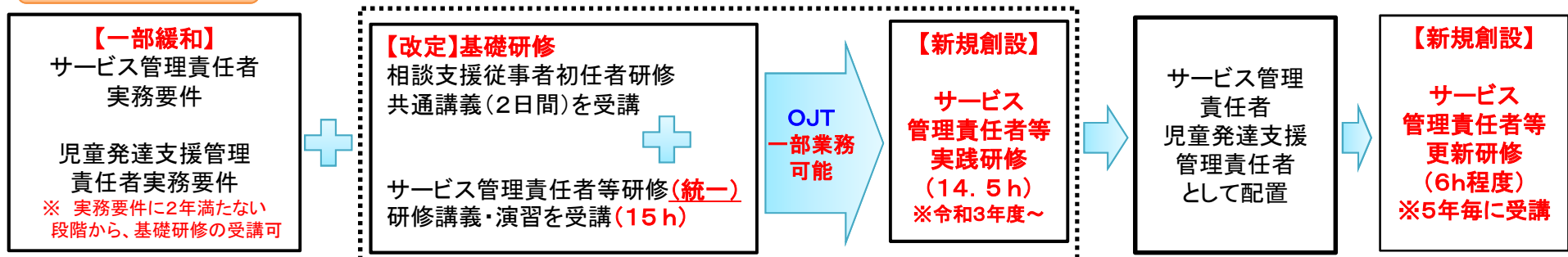
# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は、令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、今後専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

## 改定前



## 改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に原則2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

## 経過措置について

### ①旧体系研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修  
(旧体系)受講

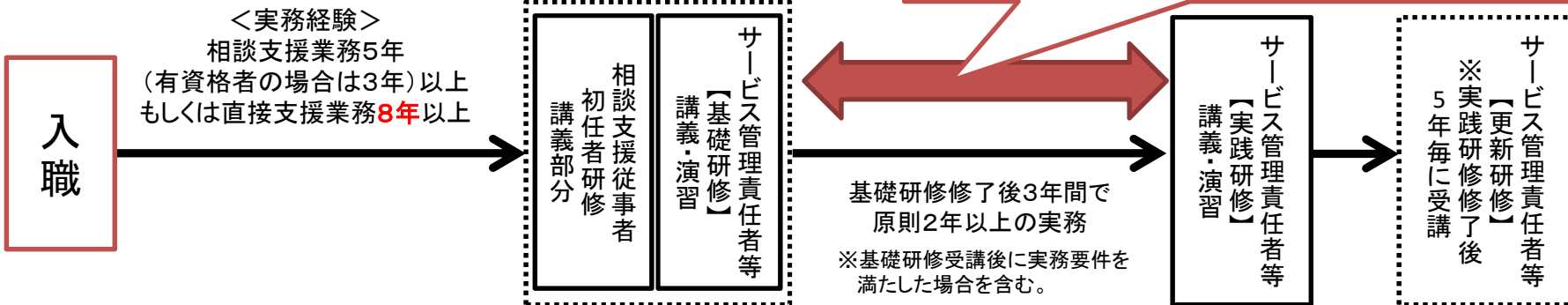
H31(2019).4~(新体系移行)

施行後5年間(令和5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※5年毎に受講

### ②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※令和元年度~令和3年度の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後**3年間**は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。



## 配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目**のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

